

### **（会社法の審議体制の拡充）**

会社法のあり方は、内部統制などを通じて消費者・生活者に資するとの観点からも極めて重要であり、恒常的に施行状況を把握し、柔軟に見直しの必要性を検討することが不可欠である。そこで、法制審議会の下に部会を常設するか、法務大臣が包括的な諮問を行うなど実質的に会社法制の状況を常に点検する体制を拡充すべきである。

### **③行政が被害者救済に直接関与する制度の創設等被害者の金銭的救済等**

消費者が被害救済されるには金銭的被害の救済が図られることが重要であり、2007年7月に採択された消費者の紛争解決及び救済に関するOECD理事会勧告においても金銭的救済を図るための多様な手段の整備を加盟国に求めるものとなっている。これは消費者が損害賠償を勝ち得るには資産差止のための裁判所に供託する保証金、海外への資産逃避、税を含む債権順位など、種々の困難を伴うことから、消費者団体による損害賠償請求、消費者保護機関が消費者に代わって損害賠償請求できる制度などが含まれている。政府はその具体策を検討すべきである。

### **（刑事手続とは別個の法体系の下での幅広い被害者の救済）**

被害者救済の拡充を図るためには、刑事裁判により没収・追徴した犯罪被害財産を用いた被害回復給付金の支給など伝統的な刑事罰の性格を前提にその救済を図るだけでなく、経済法規としての是正措置ないし救済措置という法目的の実現を優先させる刑事手続とは別個の法体系の下で、違法・不正行為を幅広く対象として被害者の救済の拡充を図ることが考えられる。

### **（行政が被害者救済に直接関与する制度の創設等）**

米国の証券取引委員会（SEC）による違法行為によって得た利益の吐出し（Disgorgement）制度<sup>88</sup>や民事制裁金（Civil Penalty）制度<sup>89</sup>も参考に、行政が没収した資金を、基金等を通じて柔軟に被害者救済に活用する制度について、実現に向け、検討を進めるべきである。

### **（政府による父権訴訟、私的訴訟支援制度等の創設）**

私人による私的請求権の行使が困難な場合に、政府がこれを支援することで、行政庁の機能を補完する役割を私的訴訟に期待することが考えられる。具体的な支援方法としては、①政府が積極的に訴訟への参加を行い、私人の訴訟の援助を

---

<sup>88</sup> 証券規制違反者から当該違反行為と因果関係のある利益相当額を吐き出させる制度。回収金はDisgorgement Fundに繰り入れられ、被害者救済にも活用されうる。

<sup>89</sup> 証券規制違反者に対して課される金銭的制裁。2002年サーベンス・オクスリー法のフェアファンド規定により、Disgorgement Fundに繰り入れる形で被害者救済に活用できるようになった。

行うもの（裁判所の友）から、②政府が訴訟を提起して勝訴した場合、私人が別の民事訴訟でそれを援用したときは違法性の推定がなされる制度（一応の証拠）や、③政府が私人に代わって訴訟を行う制度（父権訴訟）<sup>90</sup>などが考えられ、実現に向け、検討を進めるべきである。

#### （消費者団体訴訟制度の損害賠償請求への拡大）

消費者契約法の消費者団体訴訟制度について、適格消費者団体に対して損害賠償請求権を付与することについて、海外の事例を参考に、実現に当たっての障害やその解決策を具体化する等の検討を進めるべきである。

②及び③に掲げた施策は、必ずしも我が国の法体系で実現が容易なものばかりではなく、中には法制上の可否も含め検討が必要なものや数多くのクリアすべき問題を含むものがあるが、諸外国でもそれぞれその国の消費者を守るために工夫をし、制度を実現してきている。このため我が国においても、制度の導入について、政府は検討を開始すべきであり、「新組織」においても横断的な消費者保護策の活性化の観点から積極的検討がされるべきである。

### 3. 働く人を大切にする社会づくりの推進

だれもが意欲と能力に応じて働くことのできる状況や、多様な働き方が認められ尊重される状況をつくることは、最大の福祉の実現へとつながり、このような就業環境の提供は生活者の福祉向上にとって不可欠である。国はこうした視点から、地方公共団体や企業、労働組合、NPO 等と協力・連携し、以下の緊急の課題に取り組むことにより、国民に対して「働く人を大切にする社会」を保障していかなければならない。

#### （1）就職困難者等に対する支援の充実

障害者や母子家庭の母、ホームレスやニート、フリーターなどの若者等の就職困難者が増加し、抱えている問題が多様化しているにもかかわらず、これらの就職困難者一人一人に対し、きめ細かく支援する体制が十分に整備されていない。このため、次のような施策を講ずる必要がある。

#### （就職困難者一人一人に対する一人別のチーム支援体制の整備）

就職困難者について、厚生労働省において、よりきめ細かい実態把握を行うとともに、一人別のチーム支援体制について、就職困難者の属性に応じた支援チー

---

<sup>90</sup> 米国の連邦取引委員会（FTC）は救済裁判命令を要求する権能を有しているほか、スウェーデンの消費者オンブズマン、オーストラリアの競争・消費者委員会（ACCC）などが消費者に代わって損害賠償請求することができる。

ム（労働・福祉分野の行政及び NPO 等の民間団体で構成）を着実に整備する取組を進める必要がある。

### （新しい形の働く場の創出）

「社会的企業」やコミュニティビジネス、NPO 等においても、若年層の正規雇用化や就職困難者の安定雇用に至るプロセスを埋める就労の場、団塊の世代など引退過程にあって意欲・能力の高い者の就労の場等としての機能を発揮できるようにするため、地方公共団体が経済産業省や内閣府、厚生労働省と連携して、運営形態のあり方や育成策について検討を進める必要がある。また、中核となる担い手の確保を図るため、厚生労働省と内閣府が連携して、情報提供や訓練、就労促進など必要な措置を検討し実施していくことも重要である。

### （２）情報提供・相談体制の充実

働く人にとって施策や相談窓口の情報が、分かりやすく、利用しやすい形で提供されていないことや、各地域において、ワンストップで相談できる体制が十分に整備されていないことといった課題がある。

このため、厚生労働省において、全国レベルで、国の行政機関におけるデザイン、規格及び設置位置の統一の検討等を踏まえ、ポータルサイトの新設により必要な情報を簡単に検索できるような仕組みを整備するとともに、地域レベルにおいても、都道府県の段階において、ワンストップサービス窓口である統括情報窓口の整備及び専門相談窓口のネットワーク化による相談体制の整備を図る必要がある。

また、相談、紛争処理、訓練そのほかの支援についてノウハウの蓄積・活用を図り支援・相談体制の充実に資するため、厚生労働省において、これを有する機関や団体を中心に、国や地方公共団体の行政機関・関係団体、民間企業等が協力して、ノウハウの効率的な集積及び活用ができるような取組を進める必要がある。

### （３）働く環境の改善

NPO 活動で就労する者（いわゆる「有償ボランティア」を含む）、ディペンデント・コントラクター（ひとつの企業と専属の委託業務契約や請負契約を交わし、常駐に近い形で就業する個人自営業者等）、ダブルジョブホルダー（二重就業者）等就業形態の多様化により、既存の制度や法律の適用から漏れる者が生じている。また、サービス残業、偽装請負、社会・労働保険の未加入等、「働く」ことに関する基本的なルールが守られていない状況がある。このため、次のような施策を講ずる必要がある。

#### **(就業形態の多様化への対応)**

NPO 活動で就労する者（いわゆる「有償ボランティア」を含む）、ディペンデント・コントラクター、ダブルジョブホルダー等について、厚生労働省を始め関係府省庁において、現行法・制度の周知徹底を図るほか、新たな措置の整備について検討を行うことが必要である。具体的には、まず厚生労働省において、これらの働く人の実態を把握した上で制度の見直しも含めて適切な措置を講ずることが重要であり、また内閣府においても、実態把握や府省庁間連携のための方策について検討することが適当である。

#### **(労働関係法令遵守、働くことに関する教育の充実等)**

内閣府、厚生労働省、経済産業省、文部科学省等関係府省庁の連携の下に、学校教育段階から社会に出てからの教育を含め、働くことの意味や労働関係法令、働くことの特権と義務など働くことに関する教育の充実等のための取組を進めることが必要である。具体的には、学校教育については、文部科学省を中心に内閣府、厚生労働省等関係府省庁が協力して、働き続ける上で最低限必要な知識が実際にどの程度教えられているのかについて実態の検証を行い、不十分な部分について対応する必要がある。また、中小・零細企業経営者を中心に、最低限必要な労働関係法令の知識について、厚生労働省、経済産業省始め関係府省庁が中小企業団体や業界団体との連携を図りつつ、創業支援時等あらゆる機会を活用して周知・徹底を図る必要がある。

さらに、関係府省庁においては、都道府県の段階についても、これら各行政に係る官民の関係機関の緊密な連携の下に継続的な取組が進むような方策を検討し実施する必要がある。

#### **(4) 生活者重視の観点からの施策や、総合調整機能が生活者重視の観点から講じられることを確保するための方策**

「働く人を大切にする社会づくり」に関し内閣府の総合調整機能が生活者重視の観点から適切に講じられていくことを確保するため、事務局機能の充実を図った上で、国民生活審議会でフォローアップ等を行っていくことが必要である。

#### **4. 安全・安心で持続可能な未来に向けた社会的責任の取組促進**

前節までに掲げた施策は主に行政の役割を中心としているが、消費者・生活者の安全・安心を磐石なものとするためには、主役たる消費者・生活者自身が自らの権利と義務の下、自立して困難に立ち向かい、社会の公正性を達成しようとして活動するとともに、さらにそれ以外の主体も含めた多様な主体の役割が不可欠である。このことは、より長期で見た消費者・生活者の利益を考えた場合、特に、現世代の消費者・生活者の安全・安心のみならず、将来世代の消費者・生活者の安全・安心の確保も考えた場合、一層重要となる。

持続可能な発展の理念が謳うように、いかに安全・安心な暮らし、快適な暮らしであっても、それが将来世代の多大な負担の上に成り立つのであれば、我々は暮らしを見直す責務を負っている。こうした持続可能性を巡る問題の特徴の一つは、行政以外も含めた多様な主体の関与が求められるということである<sup>91</sup>。1990年代以降の急速なグローバル化や技術革新は、世界経済に多大な恩恵をもたらしてきたが、一方で、地球環境問題や貧困問題など、持続可能性への大きな脅威が顕在化した。国内に眼を転じて、国際競争の激化や情報化の進展、少子・高齢化の急速な進行が、人々の価値観や就業形態、消費生活の多様化・複雑化を招き、新たな種類の課題や事件・事故を引き起こしている。これらの課題を解決するためには、これまで述べてきた行政の転換に加えて、行政以外の主体をも巻き込んだ新たなアプローチが必要とされている。

こうした中、法令遵守を前提にそれを上回る組織の社会的責任への関心が国内外で高まっている。これまでも、例えば1970年代には企業活動の多国籍化や公害問題の深刻化を背景として企業の責任が叫ばれるなど、社会的責任の問題は多様な文脈の下で論じられてきた。しかし、今日の世界規模での関心の高まりの特徴は、社会的責任を、市場経済の見直しへの動きからさらに、政府と市場、そして市民社会の関係を再構築する新たな経済社会システムとして捉える動きが現れていることである。例えば、1990年代以降広がりつつあるグリーン・コンシューマリズムの動きをベースに社会的責任投資（SRI）やラベリング<sup>92</sup>といった様々な実践的手段を活用して、市場の内側から人々の消費や投資活動の変容を促す活動が展開されているほか、企業側も、積極的にステークホルダー<sup>93</sup>との対話や連携を模索し、よき企業市民として持続可能な発展に貢献するとともに、環境・社会分野の需要を技術革新に繋げ、むしろ競争力の糧としている。さらに一部の先進国や国際機関では、企業活動を社会や環境面からも評価する消費者や投資家の動きを捉え、各種の市場環境の整備を始めている。そこでは、3者が孤立し対峙するのではなく、互いの役割を果たしながら、総体として社会的課題を解決していく新しい“公”の姿が模索されている。

---

<sup>91</sup> 1992年にリオ・デジャネイロで開催された国連環境開発会議（地球サミット）は、その採択文書アジェンダ21において、「アジェンダ21の全てのプログラムにおいて、各国政府が合意した目標・政策・枠組みを実効性をもって実施するためには、全ての社会集団のコミットメントと真の関与が不可欠である。持続可能な発展の達成に向けた根源的な条件は、意思決定に広範な社会層が参画することである。」として、持続可能な発展の実現に向けた多様な主体の役割を強調している。

<sup>92</sup> 製造や取引過程における社会や環境への配慮が一定の基準を満たしていることを消費者や取引先に示すため、認定等を受けた企業が店舗や当該製品にシンボルマーク等の表示を行う仕組み。エコラベルやフェアトレードラベル、ソーシャルラベルなど多様な種類が流通している。

<sup>93</sup> 組織によって影響を受けるか、組織に対し影響を与える個人又は集団。「利害関係者」と訳されることもある。

### (1) 「安全・安心で持続可能な未来に向けた社会的責任に関する円卓会議」の開催

我が国においても、社会的責任の取組を促進するための環境整備を総合的かつ戦略的に推進し、政府と市場、そして市民社会が一体となって安全・安心で持続可能な未来を実現する体制を整備することは喫緊の課題である。そこで、平成 20 年度のできる限り早い時期に、「安全・安心で持続可能な未来に向けた社会的責任に関する円卓会議」を開催すべきである。国民生活審議会は、円卓会議のあり方について更なる検討を行い、平成 20 年 6 月を目途に取りまとめを行うこととする。

円卓会議は、広範なステークホルダーの代表が参加した新たな社会的合意形成や取組促進の枠組み（マルチステークホルダー・プロセス）を提供することで、i) 我が国が目指すべき安全・安心で持続可能な未来の姿を広範な主体で共有し、その実現に向けた協働を推進するとともに、ii) 積極的な取組を行っている組織が、消費者による商品選択や投資家による投資先の選択、求職者による就職先の選択等を通じて、ステークホルダーに正當に評価されるような好循環を作り出すための環境整備を総合的かつ戦略的に推進する。

円卓会議が提供する社会的合意形成や取組促進の枠組みは、持続可能性や社会的責任を巡る国際社会の実践の延長線上にある。特に、解決のために多様な主体の役割を要する課題について、広範なステークホルダーが対話を通じて情報や認識を共有し、協働して自ら解決にあたる手法（マルチステークホルダー・アプローチ）が、国連や各国政府、国際的な非営利ネットワークによって実践されてきた<sup>94</sup>。円卓会議も、消費者団体やNPOを含む多様な主体が互いに責任を持って対話し、連携していく新しい枠組みの構築を企図したものである。

こうした枠組みは、第 2 章において論じた政策形成過程に消費者・生活者の声を届けるための極めて重要な手段の一つであると同時に、行政にとっては、伝統的な規制行政や支援行政とは異なる“協働行政”の一環であり、各主体のパートナーシップを促進するための新たな行政の役割、行政が果たすべき重要な役割として位置づけることができる。

なお、円卓会議は、行政にとっても行政以外の主体にとっても初めての試みであり、長期的な戦略を持って、主体間で時間をかけて取組を積み重ねていくことが何よりも重要である。このため、円卓会議の開催にあたっては、一定程度の継続性を担保できるような設置根拠のあり方を検討すべきである。

---

<sup>94</sup> 例えば、欧州諸国をはじめ多くの先進国が、アジェンダ 21 を踏まえた持続可能な発展戦略の策定過程でマルチステークホルダー参画を進めてきたほか、国連自身も、持続可能な発展委員会（CSD）を創設し、持続可能な発展に向けた、政府・国際社会・主要グループとの間の対話とパートナーシップを促進してきた。また、グローバル・レポーティング・イニシアティブ（GRI）や森林管理協議会（FSC）など、社会的責任に関する各種の国際的な非営利ネットワークも、その意思形成過程にマルチステークホルダー・アプローチを取り入れている。

## (2) 「安全・安心で持続可能な未来への協働戦略」の策定

円卓会議は、概ね平成 22 年までに、目指すべき社会像、各主体の協働のあり方とそれぞれの役割、政府への政策提言を含む「安全・安心で持続可能な未来への協働戦略」として取りまとめる。ただし、段階的に中間取りまとめを行うとともに、緊急性の高い課題については取りまとめを待たずに順次取組に着手する。また、PDCA<sup>95</sup>の観点から、定期的に進捗状況の把握を行い、その後の戦略に活用していく。

協働戦略には、以下の要素を含むことが期待される。

- ① 目指すべき社会像 目指すべき安全・安心で持続可能な未来の姿とそこに至る道筋
- ② 分野別重点課題 例えば持続可能な国民生活や地域社会のあり方など、①の実現に向けた具体的な社会的課題について、各主体の協働のあり方やそれぞれが果たすべき役割、各主体が役割を果たす上で直面する問題を克服するための方策
- ③ 横断的課題 一般の消費者・労働者・投資家の関心を高めるための普及啓発活動のあり方、持続可能な発展を支える人材の育成・交流や調査研究の促進など、関連する各主体の能力向上（キャパシティ・ビルディング）の支援に向けた方策、社会的責任投資（ないし責任ある投資）や社会的責任調達の促進策など横断的な市場環境の整備策など

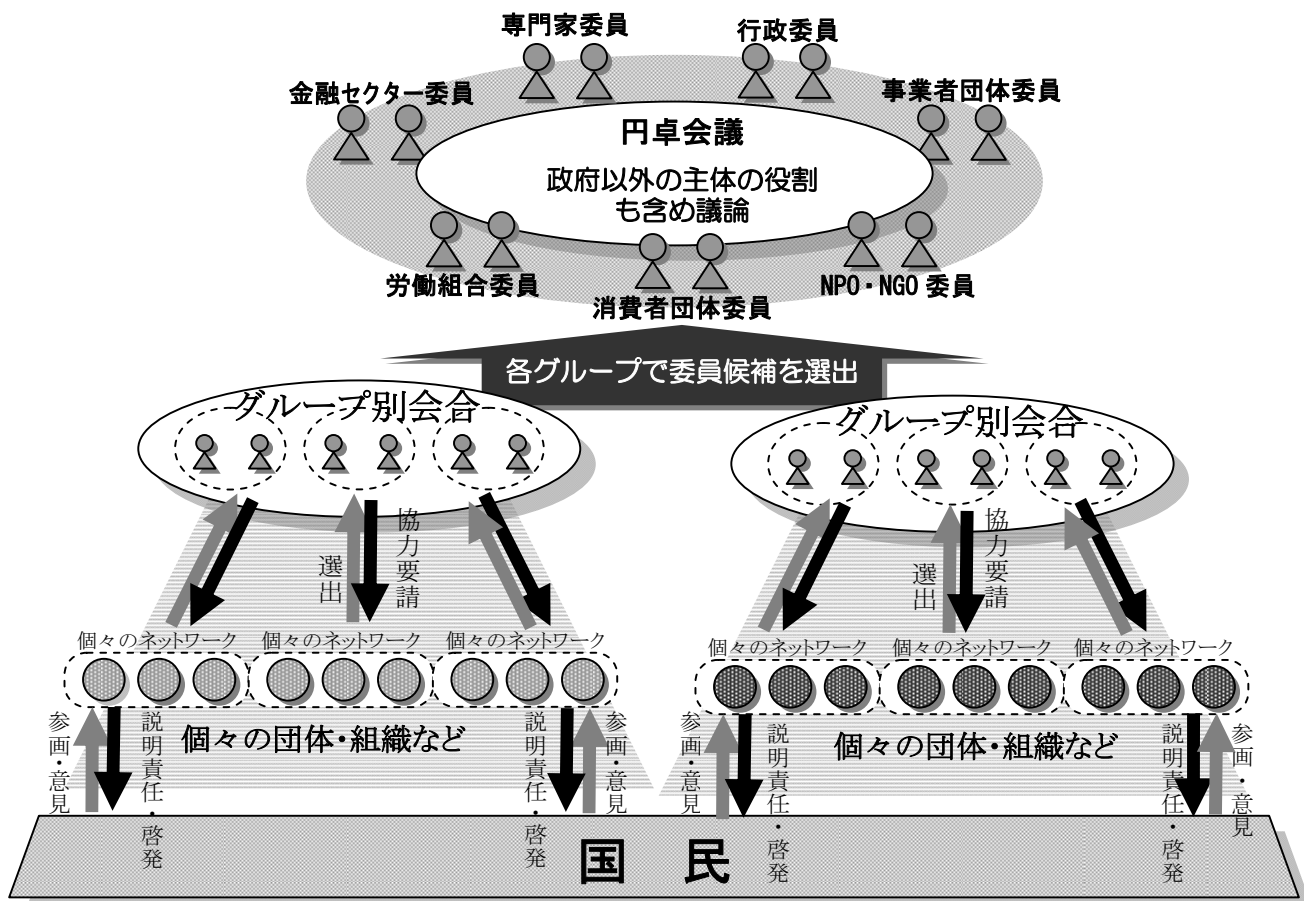
## (3) 行政機関の社会的責任

行政機関は、それ自体事業主体でもあることから、円卓会議への参加に際しては、率先して取組を進めることが求められる。特に国の行政機関においては、ステークホルダーとの対話や連携の推進、実効性ある苦情処理体制の構築、環境や社会への配慮の状況や事件等のネガティブ情報を含む社会的責任報告書の作成・開示などの取組が期待される。

---

<sup>95</sup> Plan（立案・計画）、Do（実施）、Check（検証・評価）、Act（改善・見直し）の略。

図5 マルチステークホルダー・プロセスとしての円卓会議



※あくまでイメージであり、具体的な団体を想定しているものではない。  
委員候補選出のプロセスは、各グループごとの特性により異なり得る。

## 第4章 改革の実行と継続的取組に向けて

政府は、これまでの発想，仕事の進め方を大きく転換し，「消費者・生活者が主役」の社会への変革へと大きく舵を切らなくてはならない。そのため，政府は，本意見の提言を受けて，法律・制度・事業などを消費者・生活者の立場に立ったものに変えるにはどうしたらよいのか真剣に検討の上，消費者行政推進会議の検討結果も踏まえ，できるだけ早く，具体的に「消費者・生活者が主役となる社会」をどのようにスタートさせていくのかについての工程表をアクションプランとして策定し，着実に消費者市民社会の構築に向けて改革に取り組むべきである。国民生活審議会（「新組織」発足後はその諮問機関）では政府の取組状況を毎年，フォローアップを行うこととしたい。

しかし，消費者・生活者が主役の行政に転換を図るには，見直すべき課題は多岐に渡る。今回の取組は特に重要性が高いものを集中的に点検したものであり，消費者・生活者にかかる課題をすべて検討対象にすることはできなかった。政府は，今回の取組を一時的なものとし，強いリーダーシップの下，定期的に見直しを続けていくには行政のあり方の総点検を制度化すべきである。

(別表) 民間登録機関等一覧

民間登録機関等として、各府省庁から回答があったもの。

府省庁名	法律名	民間登録機関等の名称
金融庁	貸金業法	貸金業協会
	金融商品取引法	認可金融商品取引業協会
総務省	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律	登録送信適正化機関
	消防法	登録検定機関
		指定試験機関（危険物取扱者）
		指定試験機関（消防設備士）
		日本消防検定協会 危険物保安技術協会
厚生労働省	薬事法	登録認証機関
		登録試験検査機関
	食品衛生法	登録検査機関
	職業能力開発促進法	指定試験機関
	労働安全衛生法	登録製造時等検査機関
		登録性能検査機関
		登録個別検定機関
		登録型式検定機関
		検査業者
		登録教習機関
		指定試験機関
		指定コンサルタント試験機関
指定登録機関		
健康増進法	登録試験機関	
農林水産省	商品取引所法	日本商品先物取引協会
	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律等	登録検定機関
	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律	登録認定機関 登録外国認定機関
経済産業省	工業標準化法	登録認証機関
		指定検査機関
		承認検査機関
	計量法	特定計量証明認定機関
		指定検定機関

府省庁名	法律名	民間登録機関等の名称
		指定定期検査機関
	個人情報保護に関する法律	認定個人情報保護団体
	ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律	会員制事業協会
	割賦販売法	指定受託機関
	商品取引所法	商品先物取引協会
	特定商取引に関する法律	指定法人
	消費生活用製品安全法	国内登録検査機関
		外国登録検査機関
	電気用品安全法	国内登録検査機関
		外国登録検査機関
	ガス事業法	国内登録ガス用品検査機関
		外国登録ガス用品検査機関
		ガス主任技術者免状に関する免状交付事務
		指定試験機関
		登録ガス工作物検査機関
	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	国内登録検査機関
		外国登録検査機関
		充てん作業員指定養成施設
		液化石油ガス設備士指定養成施設
指定試験機関		
揮発油等の品質の確保等に関する法律	登録分析機関	
電気工事士法	指定試験機関	
特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律	特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律に規定する講習を行う者	
国土交通省	宅地建物取引業法	登録講習機関
		指定保証機関
		指定保管機関
		指定流通機構
		指定試験機関
		宅地建物取引業保証協会
	旅行業法	登録研修機関
		旅行業協会

府省庁名	法律名	民間登録機関等の名称
	建築基準法	指定資格検定機関
		指定確認検査機関
		指定構造計算適合性判定機関
		指定認定機関
		承認認定機関
		指定性能評価機関
		承認性能評価機関
	建築士法	中央指定試験機関
		(建築士法第 27 条の 2 第 1 項に規定する指定法人)
	住宅の品質確保の促進等に関する法律	登録住宅性能評価機関
		登録講習機関
		登録住宅型式性能認定等機関
		登録外国住宅型式性能認定等機関
		登録試験機関
		登録外国試験機関
指定住宅紛争処理機関		
住宅紛争処理支援センター		